

防衛医科大学校達第2号

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第10条の規定に基づき、防衛医科大学校保健管理室の診療等に関する達を次のように定める。

昭和56年4月3日

防衛医科大学校長 加納保之

防衛医科大学校保健管理室の診療等に関する達

改正 昭和62年 6月20日達第 7号	平成19年 1月 9日達第 1号
平成元年 5月29日達第 4号	平成26年 4月 1日達第 9号
平成 4年 5月 1日達第 2号	令和 5年 6月30日達第 3号
平成 7年 3月31日達第 1号	
平成18年 7月10日達第 7号	

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校事務局総務部保健管理室（以下「保健管理室」という。）における診療等に関して必要な事項を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

（管理者）

第2条 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）

第3条第2号に規定する医務室の管理にあたる医師は、保健管理室長とする。

（診療の対象）

第3条 保健管理室で診療を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）防衛医科大学校に勤務する職員並びに医学科学生、自衛官候補看護学生、技官候補看護学生及び医学研究科学生。
- （2）防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長から研修の委託を受けた自衛官
- （3）防衛省共済組合防衛医科大学校支部に勤務する職員

（共済組合員証及び自衛官診療証の提示）

第4条 保健管理室において診療を受ける者は、診療に先だち共済組合員証又は自衛官診療証を提示するものとする。

（診療時間）

第5条 保健管理室の開室時間は、通常、月曜日から金曜日の8時30分から13時まで、及び14時から17時までとする。ただし、医師による診療時間は、原則として、月曜日

から金曜日の16時から17時までとする。

(療養区分)

第6条 医師（保健管理室において診療を担当する医師をいう。以下同じ。）は、自衛官並びに医学科学生及び自衛官候補看護学生並びに医学研究科学生の診療を行ったときは、傷病の程度に応じ別表に定める療養区分を決定し、診療録（別記様式）に記入するものとする。

2 前項に規定する療養区分を決定された自衛官は所属する課若しくは室の長に、医学科学生及び自衛官候補看護学生は担当する訓練教官に、医学研究科学生は医学教育研修センター事務長にその結果を報告するものとする。

(特に報告を要する患者)

第7条 医師は、診療を行った患者が次の各号の一に該当すると認めるときは、順序を経て速やかに学校長に報告するものとする。

(1) けんか、でい酔又は重大な過失により負傷し、又は疾病にかかったと認められる場合

(2) 正当な理由がなく診療に関する指示に従わない場合

(3) 故意に身体をき損し、又は疾病をよそおっていると認められる場合

(通院及び入院)

第8条 自衛官並びに医学科学生及び自衛官候補看護学生並びに医学研究科学生は、緊急を要する場合を除くもののほか、保健管理室において診療を受けるものとする。

2 自衛官並びに医学科学生及び自衛官候補看護学生は、保健管理室以外の医療機関に通院又は入院した場合は、その後速やかに保健管理室長に報告しなければならない。

3 自衛官並びに医学科学生及び自衛官候補看護学生は、保健管理室以外の医療機関に通院又は入院中は、常に保健管理室長と連絡をとるものとし、治療を終了したとき又は医療機関を変更するときはその転帰を速やかに保健管理室長に届出なければならない。

(診療記録等の送付)

第9条 保健管理室長は、債権発生通知書の作成及び診療委託費の審査業務の実施に必要な資料を毎月とりまとめ厚生課長に送付するものとする。

(診療録の保存年限)

第10条 保健管理室に備える診療録の保存年限は10年とする。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか保健管理室の診療等に関し必要な事項は、保健管理室長が定めるところによる。

附 則

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

療養区分	傷病の区分
就業	傷病の程度が軽微で、診療に要する時間以外は通常の勤務に服してさしつかえないものをいう。
軽業	傷病の程度が軽度で就寝する必要はなく、勤務に就き軽作業には従事させることができる。ただし、学生にあつては、厳しい肉体的運動を要する体育科目及び訓練課程については見学させる処置を必要とするものをいう。
休養	勤務に服させることが適当でなく療養のため自宅、学生舎又は研修医官棟で就寝して休養させる必要があるものをいう。
通院	療養のため保健管理室以外の医療機関で治療を必要とするものをいう。
入院	傷病の程度がひどく保健管理室以外の医療機関に収容して加療する必要があるものをいう。
帰郷療養	自宅又は家族の住居において療養することが適当と認められるものをいう。

